

告 示

埼玉県告示第千二百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項の規定により、建築物の使用制限を命じたので、同条第十三項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 建築物の所在地

埼玉県入間郡越生町大字古池字平畑ケ六十四番一、六十五番、六十六番、六十七番、六十八番一、六十八番二、七十八番一、八十一番四及び八十一番六

二 命じられた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字古池六十四番地一

平物産株式会社 代表取締役 荻久保 左内

三 命令の内容

本件建築物を展示場又は物品販売業を営む店舗として使用しないこと。

なお、猶予期間は命令書を受理した日から三十日とする。